

2024年度事業計画

一般社団法人中国貸切バス適正化センター

事業方針

当センターは、中国運輸局及び関係団体と連携を図り安全管理体制のチェック・改善指導等を通じて、貸切バス業界の輸送の安全確保の取組を支援するため、次の事業を実施する。

また、アフターコロナへの移行に伴う社会情勢の変化や貸切バス業界の状況に応じて、適確に適正化事業が実施できるよう努める。

1. 貸切バスの安全を阻害する行為の防止、その他道路運送法又は同法に基づく命令の遵守に関する貸切バス事業者に対する指導

(1) 巡回指導体制

常勤指導員2名及び委託指導員22名により実施する。

(2) 巡回指導の実施方法及び事業計画

- ① 対象営業所は、国の監視対象営業所（国が監査を実施した又は実施する予定の営業所）を除く332営業所（2月1日現在）全てとする。
- ② 国土交通省通達「令和6年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導等の運用方針について」に基づき巡回指導を実施する。
- ③ 同通達に基づき※「優良営業所」については、巡回指導の対象から除外する。
「優良営業所」以外の営業所については、巡回指導マニュアルに規定される巡回指導（点検）項目全ての調査を実施する。巡回指導評価が「C」以下の営業所及び運賃・料金に係る項目の判定が「否」である営業所については、原則3か月後に再度巡回指導を実施する。
※優良営業所
次のアに該当する事業者のイ又はウに該当する営業所
ア 2024年2月1日時点において、貸切バス事業者安全性評価認定制度による三ツ星の評価認定を受けている事業者
イ 2022年度及び2023年度のいずれにも巡回指導を実施した営業所であって、かつ、その2回の巡回指導において「否」の判定が1つもない営業所
ウ 2023年度の巡回指導において、優良営業所として除外した営業所
- ④ 巡回指導の方法は、対面方式を基本とするが新型コロナウイルス感染等の拡大の状況によりWebや電話を活用した非対面方式も活用する。
- ⑤ 巡回指導の実施にあたっては中国運輸局、各県バス協会等と緊密な連携を図り、継続監視対象事業者、運輸安全マネジメント評価、貸切バス事業者安全性評価認定制度による評価認定等の情報を収集し効率的な運営を図る。
- ⑥ 巡回指導年間計画数は別表のとおりとするが、運輸規則等の改正に伴う巡回指導マニュアルの改正作業等に一定期間を要するため、巡回指導は5月から開始とする。

(3) 運輸支局監査室との連携及び指導員との情報共有

- ① 運輸支局監査室と指導員の意見交換の場として運輸支局と指導員との連絡会議を開催する。
- ② 指導員による調査・指導内容の平準化が図れるよう、指導員会議等を通じて周知徹底を図る。

③ 指導員のスキル維持支援のため、運行管理者講習を受講する場合にその費用を助成する。

2. 貸切バス事業者以外の者が貸切バス事業を営む行為の防止を図るための啓発活動

中国運輸局、各県バス協会等と連携を図りながら白バス行為防止等の広報啓発活動を行う。

3. 貸切バス事業に関する秩序の確立に資するための啓発活動及び広報活動

関係機関と連携し巡回指導やホームページの活用を通じて関係法令の改正に伴う周知や規程類・帳票類の整備など貸切バス事業の適正化に必要な取組を支援する。

4. 貸切バスに関する旅客からの苦情の処理

貸切バスに係る苦情等に対しては中国運輸局、各県バス協会等と連携を図りながら適切、迅速な処理に努める。

別表

2024 年度巡回指導実施計画

実施月	実施営業所数	広島	鳥取	島根	岡山	山口
4月	0	0	0	0	0	0
5月	35	12	2	6	10	5
6月	37	14	2	6	10	5
7月	31	14	1	4	7	5
8月	29	14	1	2	7	5
9月	20	11	1	1	5	2
10月	14	7	1	1	3	2
11月	19	9	1	1	6	2
12月	25	10	1	6	6	2
1月	10	2	1	3	4	0
2月	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0
計	220	93	11	30	58	28